

○美咲町行政組織規則

平成17年3月22日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、町長及び会計管理者の組織を系統的に定めるとともに、その所掌事務を明確にし、町長が管理し、及び執行する事務の適正かつ能率的な遂行を図るものとする。

(会計課)

第2条 出納、その他の会計事務を処理するため地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第5項の規定に基づき、会計課を置く。

2 会計課の分掌事務は、別に規則で定める。

(分掌事務)

第3条 美咲町課設置条例（平成17年美咲町条例第239号。以下「課設置条例」という。）第2条に規定する本庁の課及び室の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

2 課設置条例第2条に規定する総合支所の課の分掌事務は、別表第2のとおりとする。

(支所長)

第4条 総合支所に支所長を置く。

2 支所長は、上司の命を受け、町行政の重要事項に関する事務を掌理し、支所職員を指揮監督する。

(課長等)

第5条 課に、課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、課員を指揮監督する。

3 室に、室長を置く。

4 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、室員を指揮監督する。

(課長代理等)

第6条 必要があるときは、課に副課長、課長代理、室に副室長、室長代理、参事を置く。

2 副課長、課長代理及び参事は、課長を助け、課内の総合調整を図るとともに、課長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 副室長及び室長代理及び参事は、室長を助け、室内の総合調整を図るとともに、室長に事故があるときは、その職務を代行する。

(副参事)

第7条 必要があるときは、課及び室に副参事を置く。

2 副参事は、上司の命を受け、課及び室の事務のうち、専門事項その他重要事項に関する事務を処理するとともに、課長を補佐する。

(主査)

第8条 必要があるときは、課及び室に主査を置く。

2 主査は、上司の命を受け、担当事務をつかさどる。

第9条 削除

(その他の職員)

第10条 第4条から前条までに定めるもののほか、必要に応じ、別表第3の左欄に掲げる職員を置く。

2 前項の職員は、それぞれ別表第3の右欄に掲げる職務に従事する。

(相互協力)

第11条 2以上の課及び室に関連する事務については、当該課及び室の課長又は室長は、常に相互に協議し、調整に努めなければならない。

2 職員は、事務の処理について相互に連絡協調し、分担外の事務についてもその緩急に応じ、上司の指示を受けて補助し、処理しなければならない。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日規則第146号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日規則第16号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月29日規則第37号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月21日規則第43号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日規則第12号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日規則第17号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第19号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月22日規則第28号)

この規則は、平成21年6月22日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月30日規則第9号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月13日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年7月1日規則第22号）

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日規則第14号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月17日規則第27号）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の各規則の規定は、平成29年7月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日規則第21号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月19日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規則第6号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日規則第14号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第22号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月10日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第13号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日規則第4号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規則第9号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第18号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

課・室名	分掌事務
総務課	(1) 公印の保管に関する事。 (2) 栄典及び褒章に関する事。 (3) 公示及び公告式に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 条例、規則、規程等の制定改廃に関する事。 (5) 町議会に関する事。 (6) 人事に関する事。 (7) 人事評価制度に関する事。 (8) 職員の研修計画に関する事。 (9) 職員給与に関する事。 (10) 旅費に関する事。 (11) 公務災害補償組合、職員共済組合、市町村総合事務組合に関する事。 (12) 特別職報酬等審議会に関する事。 (13) 職員の衛生管理及び福利厚生等に関する事。 (14) 職員の宿日直及び勤務記録等の整理に関する事。 (15) 庁内取締り及び庁舎の管理に関する事。 (16) 庁内電話交換及び放送に関する事。 (17) 公文書の收受、発送に関する事。 (18) 文書管理に関する事。(LGWANを含む。) (19) 情報公開及び個人情報保護に関する事。 (20) 選挙管理委員会に関する事。 (21) 異議の申立、陳情、請願及び要望に関する事。 (22) 町村会に関する事。 (23) 行政相談に関する事。 (24) 用務に関する事。 (25) 町長の執務調整に関する事。 (26) 公用自動車に関する事。 (27) 安全運転管理に関する事。 (28) 公用車(町長車)運転に関する事。 (29) 他課の所管に属さない事。
理財課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 財政計画に関する事。 (2) 行財政改革に関する事。 (3) 町有財産の統括管理及び管理計画の策定に関する事。 (4) 予算の編成及び執行調整に関する事。 (5) 地方交付税に関する事。 (6) 町債に関する事。 (7) 寄附採納に関する事。 (8) 指名願受付事務に関する事。 (9) 入札指名委員会、入札参加資格審査会に関する事。 (10) 入札工事等公表事務に関する事。 (11) 工事の庶務設計及び竣工検査に関する事。 (12) 入札に係る庶務に関する事。 (13) 入札及び契約の適正性の確保に関する事。
地域みらい課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 重要施策の企画及び統合調整に関する事。 (2) 重要施策の推進に関する事。 (3) 地方分権に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 町勢振興計画に関する事。 (5) 地方創生総合戦略に関する事。 (6) 過疎地域持続的発展市町村計画に関する事。 (7) 辺地総合整備計画に関する事。 (8) 統計調査に関する事。 (9) 吉井川水源地域対策基金に関する事。 (10) 地区集会所・コミュニティセンター・活性化センターに関する事。 (11) 町区域内の字の区域変更に関する事。 (12) 開発行為の協議、調整及び指導に関する事。 (13) 認可地縁団体に関する事。 (14) 男女共同参画社会の推進に関する事。 (15) 地域づくりに関する事。 (16) 移住・定住促進に関する事。 (17) 住宅団地の整備促進に関する事。 (18) 空家等対策の推進に関する事。
くらし安全課	<ul style="list-style-type: none"> (1) みさきネット事業に関する事。 (2) みさきネット整備事業に関する事。 (3) みさきネット告知放送に関する事。 (4) みさきネットインターネットサービスに関する事。 (5) みさきネットテレビ・データ放送に関する事。 (6) 放送番組審議会、放送番組企画編成会議に関する事。 (7) みさきネットプロバイダー（チェリーネット）に関する事。 (8) みさきネット利用料金の賦課及び徴収に関する事。 (9) 地域情報化に関する事。 (10) 自治体DXの推進に関する事。 (11) 庁内ネットワークに関する事。 (12) 庁内業務サーバに関する事。 (13) 庁舎内パソコンに関する事。 (14) 町ホームページに関する事。 (15) 地理情報システム（GIS）に関する事。 (16) 情報セキュリティポリシーに関する事。 (17) おかやま情報ハイウェイに関する事。 (18) 総合行政ネットワーク（LGWAN）に関する事。 (19) 情報公社に関する事。 (20) 社会保障・税番号制度に関する事。 (21) 電光掲示板管理に関する事。 (22) 交通安全に関する事。 (23) 地域公共交通対策に関する事。 (24) 広域路線バスに関する事。 (25) 福祉巡回バスに関する事。 (26) 町有バスに関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> (27) 黄福タクシーに関する事。 (28) 自衛官の募集に関する事。 (29) 消防に関する事。 (30) 防災に関する事。 (31) 危機管理に関する事。(国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関する事を含む。) (32) 防災行政無線に関する事。 (33) 防犯に関する事。 (34) 消費者行政に関する事。
<p>税務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 証明専用公印の保管に関する事。 (2) 税制に関する事。 (3) 町税等の徴収及び収納事務に関する事。 (4) 個人町県民税に関する事。 (5) 法人町民税に関する事。 (6) 町民税等申告に関する事。 (7) 固定資産税の賦課に関する事。 (8) 土地の評価に関する事。 (9) 家屋の評価に関する事。 (10) 土地、家屋の登記移動に関する事。 (11) 償却資産に関する事。 (12) 特別土地保有税に関する事。 (13) 国有資産等交付金納付金に関する事。 (14) 地籍調査成果の修正に関する事。 (15) 軽自動車税に関する事。 (16) たばこ税に関する事。 (18) 国民健康保険税に関する事。 (19) 町税に関する窓口相談及び証明、閲覧に関する事。 (20) 税務広報に関する事。 (21) 納税管理人等事務に関する事。 (22) 口座振替に関する事。 (23) 固定資産評価審査委員会に関する事。 (24) 課設置条例、美咲町福祉事務所設置条例(平成20年美咲町条例第32号)、美咲町教育委員会事務局組織に関する規則(平成17年美咲町教育委員会規則第28号)及び美咲町水道事業の設置等に関する条例(令和元年美咲町条例第33号)に規定する課、室及び事務所が所管する債権(以下「各課等が所管する債権」という。)の収納督促及び滞納整理に関する事。 (25) 各課等が所管する債権の徴収猶予及び換価の猶予に関する事。 (26) 各課等が所管する債権の滞納処分等に係る異議申立てに関する事。 (27) 各課等が所管する債権の徴収嘱託及び受託に関する事。

	(28) 調査に関する事。
住民生活課	(1) 証明専用公印の保管に関する事。 (2) 戸籍に関する事。 (3) 住民基本台帳に関する事。 (4) 印鑑登録及び証明に関する事。 (5) 諸証明に関する事。 (6) 人口動態調査に関する事。 (7) 住民基本台帳ネットワークシステムに関する事。 (8) 社会保障・税番号制度(個人番号カード)に関する事。 (9) 犯罪人名簿に関する事。 (10) 相続税法第58条報告に関する事。 (11) 埋火葬等の許可に関する事。 (12) 旅券発給に関する事。 (13) 各種届出書類等の受付に関する事。 (14) 就職及び結婚定住促進祝金に関する事。 (15) 高齢者住宅資金、住宅新築資金等徴収に関する事。 (16) 人権等に関する事。 (17) 三保公民館、西幸公民会館に関する事。 (18) 町営火葬場の管理に関する事。 (19) 墓地及び改葬許可に関する事。 (20) 公営住宅の管理に関する事。 (21) 民間活力利用型若者向け住宅施策に関する事。(家賃助成を含む。) (22) 資源再利用促進に関する事。 (23) ごみ減量化及び地球温暖化防止策等の啓発に関する事。 (24) 畜犬登録及び狂犬病予防に関する事。 (25) 環境衛生施設に関する事。 (26) 廃棄物の処理及び清掃に関する事。 (27) 環境汚染及び公害の防止に関する事。(畜産公害を除く。) (28) 環境衛生上の消毒及び害虫駆除に関する事。 (29) 環境に影響を及ぼすおそれのある災害対応に関する事。 (30) 環境審議会に関する事。 (31) 環境保全監視員に関する事。 (32) 環境衛生協議会に関する事。
長寿しあわせ課	(1) 介護保険財政に関する事。 (2) 介護保険資格管理に関する事。 (3) 介護保険賦課・徴収に関する事。 (4) 介護保険給付に関する事。 (5) 介護保険事業者指導等に関する事。 (6) 介護保険等事業計画に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 介護認定に関する事。 (8) 地域包括ケアシステムに関する事。 (9) 地域包括支援センター運営協議会に関する事。 (10) 地域支援事業に関する事。 (11) 介護認定調査に関する事。 (12) 介護予防支援事業に関する事。 (13) 久米郡介護認定審査会に関する事。 (14) 国民健康保険財政に関する事。 (15) 国民健康保険資格管理に関する事。 (16) 国民健康保険給付に関する事。 (17) 保健事業・データヘルス計画に関する事。 (18) 後期高齢者医療に関する事。 (19) 後期高齢者医療保険料の賦課徴収に関する事。 (20) 子ども医療に関する事。 (21) ひとり親家庭等医療に関する事。 (22) 重度心身障害者医療に関する事。 (23) 国民年金に関する事。
健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町民の健康づくり推進に関する事。 (2) 保健福祉総合計画に関する事。 (3) 保健センター及び健康増進施設に関する事。 (4) 精神保健に関する事。 (5) 特定検診、特定保健指導に関する事。 (6) 各種検（健）診に関する事。 (7) 健康増進事業に関する事。 (8) 骨髄等ドナーの推進及び助成制度に関する事。 (9) 食育・栄養改善に関する事。 (10) 予防接種に関する事。 (11) 感染症に関する事。 (12) 地域福祉広場整備助成事業に関する事。 (13) 母子保健事業に関する事。 (14) 乳幼児健診に関する事。 (15) 歯科保健に関する事。 (16) 子育て世代包括支援センターに関する事。 (17) 児童虐待防止に関する事。 (18) 要保護児童対策協議会に関する事。 (19) 子育て短期支援（ショートステイ）事業に関する事。 (20) 虐待等緊急対応チームに関する事。 (21) 子ども家庭総合支援拠点に関する事。 (22) 愛育委員会に関する事。 (23) 栄養委員会に関する事。 (24) 地域医療に関する事。 (25) 国民健康保険診療所に関する事。 (26) 救急医療体制に関する事。

こども笑顔課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 遺児激励金に関する事。 (2) 児童手当、児童扶養手当に関する事。 (3) 育児支援手当、水道料金助成事業に関する事。 (4) 家庭児童相談室に関する事。 (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事。 (6) 出産祝金の給付に関する事。 (7) 少子化対策に関する事。 (8) 発達支援に関する事。 (9) 育児相談（母子クラブ）に関する事。 (10) 児童館に関する事 (11) 放課後児童健全育成事業に関する事。 (12) 子ども・子育て支援事業に関する事。 (13) その他児童福祉に関する事。
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 小規模水道に関する事。 (2) 下水道の計画、調査及び総合調整に関する事。 (3) 下水道工事の審査、設計、監督に関する事。 (4) 下水道の庶務、契約、予算、経理に関する事。 (5) 下水道料金の賦課及び徴収に関する事。 (6) 下水道の維持管理に関する事。 (7) 下水道財産の台帳等管理に関する事。 (8) 合併処理浄化槽に関する事。 (9) 企業会計化に関する事。（下水道）
産業観光課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業委員会に関する事。 (2) 農家台帳に関する事。 (3) 農業者年金に関する事。 (4) 農業振興地域整備計画に関する事。 (5) 地域農政の企画・調査に関する事。 (6) 農業施設設備に関する事。 (7) 農業経営の計画、推進等に関する事。 (8) 集落営農、農業法人に関する事。 (9) 農業担い手等に関する事。 (10) 特定農山村事業の企画・調査に関する事。 (11) 水田農業経営所得安定化対策事業に関する事。 (12) 人・農地問題解決推進事業（地域計画等）に関する事。 (13) 人・農地問題解決推進事業（農地集積集約化等）に関する事。 (14) 農作物の病虫害駆除に関する事。 (15) 鳥獣保護及び狩猟に関する事。 (16) 農作物鳥獣害防止対策事業に関する事。 (17) 有害鳥獣駆除に関する事。 (18) 中山間地域等直接支払制度に関する事。 (19) 農地保全事業に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> (20) 園芸作物の振興に関する事。 (21) 所管事項の公害防止に関する事。 (22) 利子補給、償還金事務及び農林業資金導入に関する事。 (23) 統合補助金の申請に関する事。 (24) 水産業に関する事。 (25) 畜産振興及び家畜衛生普及推進に関する事。 (26) 家畜防疫に関する事。 (27) 林業振興に関する事。 (28) 森林組合に関する事。 (29) 森林に関わる各種計画に関する事。 (30) 森林経営管理の推進に関する事。 (31) 林業担い手等に関する事。 (32) 木材利用促進に関する事。 (33) 森林の病虫害駆除に関する事。 (34) 林産物の生産に関する事。 (35) 森林作業道設置助成に関する事。 (36) 緑化推進事業に関する事。 (37) 農業公社に関する事。 (38) 特産物直売所に関する事。 (39) 農業共済事業に関する事。 (40) 土地改良区に関する事。 (41) 各種団体に関する事。 (42) その他農林振興に関する事。 (43) 観光事業の振興及び開発に関する事。 (44) 観光諸事業の支援及び企画調整に関する事。 (45) 観光関係団体との連絡調整に関する事。 (46) 観光キャンペーンに関する事。 (47) 美咲物産に関する事。 (48) 観光施設の維持管理に関する事。 (49) グリーンツーリズムに関する事。 (50) 農村型リゾートに関する事。 (51) 中国自然遊歩道に関する事。 (52) 棚田の保存及び活性化に関する事。 (53) 地産地消、6次産業化の推進に関する事。 (54) 商工業の振興に関する事。 (55) 商工会に関する事。 (56) 産業支援に関する事。 (57) 産業祭の開催に関する事。 (58) 公園の維持管理に関する事。 (59) その他観光商工の振興に関する事。
建設課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の進行管理に関する事。 (2) 県事業の推進に関する事。(公共)

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 各種期成会に関する事。 (4) 道路及び河川占有に関する事。 (5) 建築に関する事。(耐震診断及びアスベスト除去に関する事を含む。) (6) 建築確認事務に関する事。 (7) 用地買収及び公共補償に関する事。 (8) 道路、河川等の維持管理に関する事。 (9) アダプト・ロードサポート事業に関する事。 (10) 町道台帳の整備に関する事。 (11) 公共土木事業及び農林土木事業の調査企画に関する事。 (12) 工事の設計審査、監督に関する事。 (13) 公共土木事業の庶務に関する事。 (14) 土木工事の設計に関する事。 (15) 公共土木工事、その他工事に関する事。 (16) 公共土木施設災害復旧事業に関する事。 (17) 小規模林地等災害対策事業補助金に関する事。 (18) 法定外公共物管理に関する事。 (19) 土砂災害防止法に関する事。 (20) 県営事業の推進に関する事。(耕地) (21) 農林業施設台帳の整備に関する事。 (22) 農林業施設の維持管理に関する事。 (23) ため池台帳の整備に関する事。 (24) 農林土木事業の庶務に関する事。 (25) 農林土木工事、その他工事に関する事。 (26) 農地、農業用施設災害復旧事業に関する事。 (27) 治山林道事業に関する事。 (28) 残土処理場の管理に関する事。
みさき共創室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 関係人口創出に関する事。 (2) ふるさと納税に関する事。 (3) 広聴、広報に関する事。 (4) 町広報紙、声の広報に関する事。 (5) 町ホームページに関する事。 (6) 町民憲章の推進に関する事。 (7) 広告事業に関する事。 (8) 出張出前講座に関する事。 (9) 津山広域事務組合に関する事。 (10) 津山圏域定住自立圏に関する事。 (11) 岡山連携中枢都市圏に関する事。 (12) 片上鉄道沿線地域活性化対策協議会に関する事。 (13) 雇用対策に関する事。 (14) 勤労者貸付制度に関する事。 (15) 国際交流に関する事。

別表第2（第3条関係）

課・室名	分掌事務
地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公印の保管に関する事。 (2) 職員の宿日直及び勤務記録等の整理に関する事。 (3) 庁舎の管理、庁内取締り、庁内電話交換及び放送に関する事。 (4) 公文書の收受・発送及び文書管理に関する事。 (5) 火葬場施設組合（柵原斎場）に関する事。（柵原） (6) 休廃止鉦山公害防止に関する事。（柵原） (7) 高所環境トレーニング施設に関する事。（柵原） (8) 各課等との総合調整に関する事。 (9) 選挙に関する事。 (10) 物品の取扱いに関する事。 (11) 町有財産の管理に関する事。 (12) 財産区に関する事。（旭） (13) 支所の予算編成及び調整に関する事。 (14) 公用自動車の運行管理に関する事。 (15) 生活安全、防犯、交通安全及び電光掲示板に関する事。 (16) 危機管理（消防、防災及び防災行政無線を含む。）に関する事。 (17) 広聴、広報に関する事。 (18) 統計調査等に関する事。 (19) 協働のまちづくりの推進及びコミュニティ活動の推進に関する事。 (20) 自治会長協議会、行政連絡員（常会長、組代表等）に関する事。 (21) みさきネット事業に関する事。 (22) 庁内ネットワーク（パソコンの設定、登録及び保守）に関する事。 (23) 地域公共交通（庁内巡回バス、町有バス）及び黄福タクシーに関する事。 (24) 消費者行政に関する事。 (25) 人権、法律、行政及び心配ごと相談に関する事。 (26) 社会保障・税番号制度（個人番号カード）に関する事。 (27) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録及び住民基本台帳ネットワークシステム並びに諸証明の窓口業務に関する事。 (28) 埋火葬等の許可に関する事。

- (29) 墓地（墓地公園を含む。）及び改葬許可に関する事。
- (30) 公営住宅の管理に関する事。
- (31) 高齢者住宅資金、住宅新築資金等徴収に関する事。
- (32) 各種町税の課税台帳及び徴収等税務事務全般に関する事。
- (33) 各課における債権の収納督促及び滞納整理に関する事。
- (34) 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当及びその他児童に関する手当に関する事。
- (35) 保育園及び児童館に関する事。
- (36) 児童虐待防止及びその他児童福祉に関する事。
- (37) 高齢者福祉事業（緊急通報装置、在宅介護者手当等）に関する事。
- (38) 民生委員児童委員協議会支部活動に関する事。
- (39) 行旅病人、死亡人に関する事。
- (40) 生活保護（生活支援及び相談等）に関する事。
- (41) 遺族援護、戦傷病者に関する事。
- (42) 日本赤十字社に関する事。
- (43) 国民年金に関する事。
- (44) 保健事業（母子保健、精神保健及び歯科保健）に関する事。
- (45) 予防接種（成人予防接種を含む。）及び感染症に関する事。
- (46) 健康増進事業及び健康づくりの推進に関する事。
- (47) 愛育委員会及び栄養委員会の活動支援に関する事。
- (48) 保健センターの管理に関する事。
- (49) 国民健康保険に関する事。
- (50) 後期高齢者医療に関する事。
- (51) 介護保険（介護予防事業を含む。）に関する事。
- (52) 地域ケア会議に関する事。
- (53) 医療給付（子ども、ひとり親家庭、重度心身障害者及び療育）に関する事。
- (54) 障害者（児）の福祉及び支援（各種申請手続き）に関する事。
- (55) 畜犬登録及び狂犬病予防に関する事。
- (56) 環境衛生施設に関する事。
- (57) 廃棄物の処理、環境汚染及び公害（畜産公害を除く。）の防止に関する事。
- (58) 環境の関係組織（保全監視員、衛生協議会）に関する事。
- (59) 社会教育学級の開設及び運営に関する事。

- (60) 婦人協議会に関する事。
- (61) 生涯学習講座の企画、講習会、展示会等の開催及びその奨励に関する事。
- (62) 青少年健全育成に関する事。
- (63) 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関する事。
- (64) 社会教育施設及び体育施設の管理運営に関する事。
- (65) 公民館の管理運営に関する事。
- (66) 町立図書館の管理運営に関する事。
- (67) 人・農地問題解決推進事業に関する事。
- (68) 農地保全事業に関する事。
- (69) 電源地域振興事業に関する事。(旭)
- (70) ふれあい鉾山公園に関する事。(柵原)
- (71) 特定農山村事業の企画・調査に関する事。(旭)
- (72) 水田農業経営所得安定化対策事業に関する事。
- (73) 農作物の病虫害駆除に関する事。
- (74) 鳥獣(駆除許可、保護、狩猟等)対策に関する事。
- (75) 中山間地域等直接支払制度に関する事。
- (76) 地産地消、6次産業化の推進に関する事。
- (77) 特産物の振興に関する事。
- (78) 畜産振興指導及び家畜衛生普及推進に関する事。
- (79) 林業(木材利用、林産物、病虫害駆除等)振興に関する事。
- (80) 緑化推進事業に関する事。
- (81) 農業公社に関する事。(柵原)
- (82) 農業共済事業に関する事。
- (83) 土地改良区に関する事。(産業関係)
- (84) 農村型リゾートに関する事。(柵原)
- (85) 民話村の管理運営に関する事。(旭)
- (86) 加工施設、集会施設の管理運営に関する事。
- (87) 中国自然遊歩道に関する事。
- (88) みち停あさひに関する事。(旭)
- (89) 観光振興に関する事。
- (90) 商工振興に関する事。
- (91) 各種契約事務に関する事。
- (92) 県事業の推進に関する事。
- (93) 中山間地域総合整備事業に関する事。
- (94) 用地買収及び物件補償に関する事。

- (95) 登記事務に関すること。
- (96) 道路、河川敷等の維持管理に関すること。
- (97) 公園の維持管理に関すること。
- (98) 農林業施設台帳の整備及び農林業施設の維持管理に関すること。
- (99) 残土処理場の管理に関すること。
- (100) 各種申請に関すること。
- (101) 小規模水道に関すること。
- (102) 下水道の計画及び調査に関すること。(柵原)
- (103) 下水道工事の審査、設計、監督に関すること。(柵原)
- (104) 下水道の庶務、契約、予算、経理に関すること。(柵原)
- (105) 下水道料金の賦課及び徴収に関すること。(柵原)
- (106) 下水道の維持管理に関すること。(柵原)
- (107) 下水道財産の台帳等管理に関すること。(柵原)
- (108) 合併処理浄化槽に関すること。

別表第3 (第10条関係)

種類		職務
区分	職名	
補助職員	上席主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
	上席技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。
	主事	上司の命を受け、事務の補助に従事する。
	技師	上司の命を受け、技術の補助に従事する。
	上席保健師	上司の命を受け、保健指導の業務をつかさどる。
	上席栄養士	上司の命を受け、栄養指導の業務をつかさどる。
	保健師	上司の命を受け、保健指導の業務に従事する。
	栄養士	上司の命を受け、栄養指導の業務に従事する。
	上記以外	事務又は技術の委託を受け、これを処理する。
技能労務職員	上司の命を受け、事務又は技術の業務に従事する。	